

臨床研修管理委員会要綱

(目的)

第1 臨床研修管理委員会(以下「委員会」という。)は、卒後臨床研修及び専門研修(以下「研修」という。)の効率的な運営及び関係機関との相互連絡調整を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 研修指定の条件整備及び質の向上に関すること。
- (2) 研修プログラムの作成、研修プログラム相互間の調整に関すること。
- (3) 研修医・専攻医・後期研修医の指導、管理に関すること。
- (4) 研修医・専攻医・後期研修医の採用・中断・修了の際の評価等に関すること。

(構成)

第3 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 病院長
 - (2) プログラム責任者
 - (3) 指導医
 - (4) 事務局長
 - (5) 総看護師長
 - (6) 事務局職員
 - (7) 協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設の研修実施責任者
 - (8) 外部委員
 - (9) 外部委員(医師以外)
 - (10) 臨床研修医代表者(各年次1名)
- 2 前項に掲げる委員会の構成員は病院長がこれを任命し、その中から委員長1名、副委員長1～2名を選任する。
- 3 前第1項及び第2項の他に、臨床研修および専門研修・後期研修に係る実務的な諸問題等を検討するため、病院内に初期・後期臨床研修管理小委員会、専門研修管理小委員会、専門研修小委員会を設置する。小委員会の開催は月1回程度とし、その都度、必要な診療科の医師や他職種職員を招集することができるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4 委員長は会務を総括し、議長として委員会を主催する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第5 委員会の開催は随時とし委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数で議事を開き、議決できる。

3 委員は事前に通知のあった事項については、書面の提出をもって議決権を行使することができる。ただし、代理人は、委任状あるいは同意書等代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させその意見を聞くことができる。

5 委員長が必要と認めるときは、研修医の代表を出席させその意見を聞くことができる。

(議決)

第6 委員会の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の任期)

第7 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(庶務)

第8 委員会の庶務は事務局において処理する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

この要綱は、平成21年6月22日から施行する。

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。

この要綱は、平成25年11月11日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

臨床研修管理小委員会要綱

(設置)

第1 臨床研修管理委員会の下部委員会として臨床研修小委員会(以下「委員会」という。)を岩手県立胆沢病院に置く。

(目的)

第2 本委員会は臨床研修管理委員会の下部委員会として臨床研修に係る実務的な諸問題等を検討する。

(構成)

第3 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 病院長
- (2) プログラム責任者
- (3) 指導医
- (4) 事務局長
- (5) 総看護師長及び看護科職員
- (6) 事務局職員

2 前項に掲げる委員会の構成員は病院長がこれを指名し、その中から委員長1名、副委員長1名を選任する。

(委員長及び副委員長)

第4 委員長は会務を総括し、議長として委員会を主催する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第5 委員会の開催は原則、毎月第3水曜日とし委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めるときは、議題に応じて必要メンバーを随時招集することができる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させその意見を聞くことができる。

4 委員長が必要と認めるときは、研修医の代表を出席させその意見を聞くことができる。

(委員の任期)

第6 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(庶務)

第7 委員会の庶務は事務局において処理する。

附 則

この要綱は、平成25年11月11日から施行する。

「岩手県立胆沢病院卒後臨床研修プログラム」のプログラム責任者及び
副プログラム責任者に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「岩手県立胆沢病院卒後臨床研修プログラム」(以下「臨床研修プログラム」という。)のプログラム責任者及び副プログラム責任者の任命にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(プログラム責任者)

第2条 臨床研修プログラムのプログラム責任者は、岩手県立胆沢病院の常勤医師であって、指導医及び研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならない。

2 前項のプログラム責任者について、各診療科指導責任者、指導医と兼務することは、差し支えないものとする。

3 第1項における「研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの」とは、原則として下記の4号に該当するものとする。但し、第1号における臨床経験とは臨床研修を行った期間を含めて差し支えないものとする。

(1)7年以上の臨床経験を有するものであって、プライマリ・ケアを中心とした指導を行うことの出来る経験及び能力を有しているものであること。

(2)プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していること。

(3)臨床研修指導医講習会を受講していること。

(4)臨床研修プログラム責任者講習会を受講していること。

4 第1項に掲げるプログラム責任者は、次に掲げる事項等臨床研修プログラムの企画立案及び実施の管理並びに研修医に対する助言、指導その他の援助を行うこと。

(1)臨床研修プログラムの原案を作成すること。

(2)定期的に、更に必要に応じて随時研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を把握・評価し、臨床研修プログラムにあらかじめ定められた研修期間終了の時までに、修了基準に不足している部分についての研修が行えるよう指導医に情報提供するなど、全て

の研修医が臨床研修の目標を達成できるよう、全研修期間を通じて研修医の指導を行うとともに、臨床研修プログラムの調整を行うこと。

(3)研修医の臨床研修の休止に当たり、研修休止の理由の正当性を判定すること。

(4)臨床研修プログラムのあらかじめ定められた研修期間の修了の際に、臨床研修管理委員会に対して、研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を報告すること。

(副プログラム責任者)

第3条 臨床研修プログラムの副プログラム責任者は、岩手県立胆沢病院の常勤医であって、指導医及び研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならない。

2 前項の副プログラム責任者は、各診療科指導責任者、指導医と兼務することは差し支えないものとする。

3 第1項の副プログラム責任者に着いて必要な事項は、第2条第3項の規定を準用する。

4 副プログラム責任者はプログラム責任者の業務を補佐し、プログラム責任者が不在の際にはその代行業務を行うこと。

(任命)

第4条 第2条及び第3条に掲げるプログラム責任者及び副プログラム責任者は、岩手県立胆沢病院長からの辞令書に基づいて任命されるものとする。

(任期)

第5条 第2条及び第3条に掲げるプログラム責任者及び副プログラム責任者の任期は1年度とし、再任を妨げない。

附 則

この規程は、平成30年4月2日から施行する。

「岩手県立胆沢病院卒後臨床研修プログラム」の指導医、上級医及び

各科指導責任者に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「岩手県立胆沢病院卒後臨床研修プログラム」（以下「臨床研修プログラム」という。）の指導医の任命および上級医、各科指導責任者について、必要な事項を定めるものとする。

(指導医)

第2条 臨床研修プログラムの指導医は、岩手県立胆沢病院又は協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設の常勤医師であって、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものとする。

2 第1項における「研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの」とは、原則として下記の3号に該当するものとする。但し、第1号における臨床経験とは臨床研修を行った期間を含めて差し支えないものとする。

(1)7年以上の臨床経験を有するものであって、プライマリ・ケアを中心とした指導を行うことの出来る経験及び能力を有しているものであること。

(2)プライマリ・ケアの指導方法等に関する講習会を受講していることが望ましいこと。

(3)指導医は、臨床研修指導医講習会を受講していること。

3 指導医は、研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を把握し、上級医と協力して研修医に対する指導を行うものとする。

(上級医)

第3条 臨床研修プログラムの上級医は、岩手県立胆沢病院又は協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設の医師であって、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものであって、指導医の要件を満たしていない医師とする。

2 第1項における「研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの」とは、原則として、2年以上の臨床経験を有するものであって、プライマリ・ケアを中心とした指導を行うことのできる経験及び能力を有しているものであること。この場合において、臨床経験とは臨床研修を行った期間を含めて差し支えないものとする。

3 上級医は、研修医ごとに臨床研修の目標の達成状況を把握し、指導医と協力して研修医に対する指導を行うものとする。

(各診療科指導責任者)

第4条 臨床研修プログラムの各診療科指導責任者は、岩手県立胆沢病院の医師であって、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものであって、各分野における研修医指導の責任者となる医師である。

2 前項における各診療科指導責任者は、原則として指導医であることが望ましい。

3 各診療科指導責任者は、プログラム責任者と協議の上、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1)担当する分野における臨床研修目標と臨床研修プログラムを作成すること。
- (2)研修医ごとに臨床研修の目標を達成するための研修内容を考え、研修期間中にはその達成状況を経時的に把握し、他の指導医・上級医と協力しながら研修医に対する指導を行うこと。
- (3)研修医と十分な意思疎通を図り、研修期間中に身体的・精神的・経済的なストレスが発生していないか常に気を配ること。
- (4)各分野における評価について他の指導医・上級医、指導者、メディカルスタッフなどからの情報を集約し、各職員による評価を把握した上で、担当する分野の研修修了後に最終評価を行うこと。

(任命)

第5条 第2条に掲げる指導医は、岩手県立胆沢病院長からの任命書に基づいて任命されるものとする。

(任期)

第6条 第2条に掲げる指導医の任期は1年度とし、再任を妨げない。

(他施設における各職の取扱い)

第7条 協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設における研修実施責任者や指導者については、各診療科指導責任者又は指導医と同様の役割を担うものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月2日から施行する。

「岩手県立胆沢病院卒後臨床研修プログラム」の指導者に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、「岩手県立胆沢病院卒後臨床研修プログラム」（以下「臨床研修プログラム」という。）の指導者の任命にあたり、必要な事項を定めるものとする。

（指導者）

第2条 臨床研修プログラムの指導者は、岩手県立胆沢病院又は協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設の常勤職員であって、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものとする。

2 前項における指導者の職種は、看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師、栄養管理士、リハビリテーション技師、医療社会事業士、事務職員などからなるものとする。

3 第1項における指導者は、各部門における指導的な立場にあるものとする。

4 指導者は、次世代を担う研修医の育成のため、職種を超えて協力し、研修医に対する指導を行わなければならない。

5 前項における指導に当たっては、担当する分野における研修医ごとの臨床研修目標の達成状況を把握し、担当する分野における研修医の評価を行うものとする。

6 前項における研修医の評価に当たっては、研修医と共に業務を行ったその他の職員と十分情報を共有し、各職員による評価を把握した上で、責任を持って評価を行わなければならない。

7 指導者は、研修医と十分な意思疎通を図り、実際の状況に乖離が生じないように努めなければならない。

8 指導者は所定の様式で評価した結果を記録し、プログラム責任者に提出するものとする。

（任命）

第3条 指導者は、岩手県立胆沢病院長からの任命書に基づいて任命されるものとする。

（任期）

第4条 第2条に掲げる指導者の任期は1年度とし、再任を妨げない。

附 則

この規程は、平成30年4月2日から施行する。

臨床研修医師取扱要領

(趣 旨)

第1 この要領は、病院における医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2に規定する臨床研修を行う医師（以下「研修医」という。）の任用、給与その他の身分取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(身 分)

第2 研修医の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する臨時の嘱託員とする。

(任用手続)

第3 研修医の任用は、病院長がその都度医療局長の承認を得て定める臨床研修医師募集要綱に基づいて公募するものとし、その任用手続は、臨時又は非常勤の医師たる嘱託員取扱要領（昭和49年5月20日付医職第568号）第2の規定の例による。

(研修医の期間)

第4 研修医としての身分を有する期間は原則2年以内とする。

2 研修医の申し出により、病院長が期間の中断等について承認することが適当と認める場合にあっては、前項の規定にかかわらず期間を延長することができる。

(給 与)

第5 研修医の給与は、賃金、宿日直手当、特殊勤務手当（特殊診療手当の救急医療業務従事額及び時間外手術等業務従事額並びに診療応援手当に限る。以下同じ。）、超過勤務手当及び休日給とし、支給額及び支給方法は、次のとおりとする。

- (1) 賃金は月額とし、医療局長が別に定める額とする。
- (2) 研修医が定められた勤務日又は勤務時間を勤務しないときは、勤務しなかった日又は時間に対応する給与を日割又は時間割計算によって減額して支給する。
- (3) 宿日直手当の額は医療局長が別に定める額とし、支給方法は正規職員の例による。
- (4) 特殊勤務手当の額及び支給方法は正規職員の例による。
- (5) 超過勤務手当及び休日給の額及び支給方法は医療局長が別に定める。
- (6) 研修医の給与の支給日は、正規職員の例による。

(診療応援)

第6 1年次の研修医については、診療応援（献血事業の間診医含む）を行わせないものとする。

(勤務時間及び週休日)

第7 研修医の正規の勤務時間は、1日について7時間45分、1週間について38時間45分とする。

2 日曜日及び土曜日は週休日とする。

(旅 費)

第8 研修医が公務のため出張を命じられた場合には、当該職員に対し、医療局企業職員等旅費規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第11号）及び医療局企業職員日額旅費規程（昭和38年岩手県医療局管理

規程第 14 号) の定めるところにより旅費を支給する。

2 研修医の任用に係る旅費については、採用時の住居又は居所から勤務公署までの運賃及び車賃を支給し、現地経費及び宿泊料は支給しないこと。

(年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間)

第 9 研修医には、時間制職員取扱要領(昭和 59 年 9 月 27 日付医職第 685 号) 第 9 の規定に準じ、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間を与える。

(被服貸与)

第 10 研修医には、医療局企業職員被服貸与規程(昭和 35 年医療局管理規程第 16 号) の定めるところにより被服を貸与する。

(公舎の貸与)

第 11 研修医には、病院長が必要と認めるときには、医療局の公舎の管理及び使用に関する規程(昭和 35 年岩手県医療局管理規程第 19 号) の定めるところにより公舎を貸与することができる。

(服 務)

第 12 研修医の服務については、臨時職員就業規則(昭和 39 年岩手県医療局管理規程第 14 号) の適用を受ける職員の例による。

(分限及び懲戒)

第 13 研修医の分限及び懲戒については、正規職員の例による。

(厚 生)

第 14 研修医の厚生については、臨時職員就業規則の適用を受ける職員の例による。

(業務上の災害補償)

第 15 研修医の業務上の災害については、臨時職員就業規則の適用を受ける職員の例による。

(補 則)

第 16 前各号に定めるもののほか、研修医の取扱について、必要な事項は、その都度医療局長が定めるものとする。

附 則

この要領は、昭和 52 年 4 月 1 日以降に任用する研修医について適用する。

附 則

この要領は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 17 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から適用する。